

## 山梨県立大学学生その他大学等における科目の履修に関する規程

(平成22年4月1日制定 大学2211号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則(以下「学則」という。)第27条第1項に定める他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議(以下「協議」という。)に基づき、学生が他大学等において授業科目を履修する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学等との協議)

第2条 学則第27条第1項に基づく協議は、次の各号に掲げる事項を含むものとし、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 履修期間
- (3) 学生数
- (4) 出願手続及び出願書類
- (5) 科目履修の証明方法及び単位の認定方法
- (6) 授業料等費用の取扱方法
- (7) その他必要な事項

(出願)

第3条 他大学等における科目の履修を志願する者は、所定の期日までに、協議に基づく書類により願い出なければならない。

(許可)

第4条 前条の願い出があったときは、協議に基づき、教授会の議を経て学長が許可する。

(許可期間)

第5条 他大学等における科目の履修を許可する期間は、履修する授業科目の開講年度又は開講学期の間とする。

(修業年限及び在学年限の取扱い)

第6条 前条の期間は、学則第19条第1項に規定する修業年限並びに同条第2項に規定する在学期間に算入する。

(履修できる科目の範囲)

第7条 学生が他大学等において履修することのできる科目の範囲は、協議において定められた範囲とする。

(報告書等の提出)

第8条 他大学等における科目の履修を許可された者(以下「履修許可者」という。)は、当該期間が終了したときは、速やかに学部長等を経て、学長に所定の履修報告書及び協議に基づき他大学等の長が交付する科目履修及び単位認定に関する証明書を提出しなければならない。

(本学の授業料)

第9条 履修許可者は、当該期間中においても、本学学生としての授業料を納付しなければならない。

(学生の責務)

第10条 履修許可者は、当該他大学等の諸規程を遵守しなければならない。

(単位の認定)

第11条 学生が他大学等において修得した単位は、60単位を限度として、教授会の議を経て、本学において修得したものとみなすことができる。

(身分の喪失)

第12条 履修許可者は、次の一に該当する場合、その身分を喪失する。

- (1) 許可された期間が終了した場合
- (2) 本学において退学等により学生としての身分を失った場合

(許可の取消)

第13条 学長は、履修許可者が、次の各号の一に該当する場合は、学部教授会の議を経て、当該他大学等の長と協議の上許可を取り消すことができる。

(1) 履修の見込みがないと認めるとき

(2) 当該他大学等の規則等に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると認められるとき

(3) その他協議の趣旨に反する行為があると認められるとき

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、学生の他大学等における科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。